



新しい乗り物！特定小型原動機付自転車！



走行時の
緑のランプ
が目印！

写真の車両は実際の特定原付ではありません。

7月1日に改正道路交通法が施行され、

特定原付

(特定小型原動機付自転車)

という新しい原付の区分ができました。

運転免許は不要
(16歳未満運転禁止)

新区分に該当する電動キックボードなどの新しい乗り物が公道を走行し始めています！

- ・ 一般の原付、自転車とも違う、新しい交通ルールが適用されます。
- ・ ナンバー登録や自賠責保険への加入が必要です。
- ・ 乗車用ヘルメットの着用については努力義務です。
- ・ 走行する場所は車道が原則で、自転車道も走行できます。
- ・ 交差点の右折は、いわゆる二段階右折をしなければなりません。

下記の条件で、例外的に『歩道』を走行できます。

- 歩道に「普通自転車等及び歩行者専用」の標識・道路標示がある
- 車両が **特例特定原付** (特例特定小型原動機付自転車) に該当する

（いわゆる「歩道走行モード（特例モード）」にしていることが必要
緑色の**最高速度表示灯**を点滅させ、**最高速度を時速6キロ**に制御
車道走行モード、歩道走行モードの切り替えは停止時のみ可能



道路標示



注意 この条件以外では、歩道を走行することはできません！



電動キックボードはタイヤが小さく不安定です！

見かけた場合は、接触事故などにご注意を！